

令和6年度「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した 日本語教育事業 地域日本語教育実践プログラム 募集内容の主な変更点等

○事業目的を変更

令和5年度までは、「特定のニーズ」に着目した先進的な取組」に対して支援することを目的としていましたが、各団体の特徴や長所を生かした創意ある日本語教育プログラムの提案をしていただくため、令和6年度より、「他の地域や団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる先進的な取組を創出し、普及を図る」ことを目的としています。

○応募制限（団体単位からプログラム単位）の変更について

各団体の特徴や長所を生かした創意ある日本語教育プログラムの募集を目的として、令和6年度より、応募団体に係る回数上限を廃止し、特定のニーズに対応した事業内容に対して、通算3年を上限として応募を受け付けることとしました。

そのため、すでに本プログラムを3年間活用した団体においても、異なる特定のニーズに対応した事業内容を設定できれば応募が可能となります。（募集案内1ページ～3ページを参照）

○事業経費上限額の変更について

旧：350万円を超えない範囲

新：300万円を超えない範囲（採択見込件数 8団体前後）

○審査基準のうち「Ⅲ 採択案件の決定方法」の見直し

令和6年度より、以下2点の条件を満たしたものが審査対象となります。企画書作成の際は、御留意ください。（審査基準を参照）

- ・「Ⅳ 評価項目」のうち、「1. 事業の内容に関する評価」（1）①、（2）①～③の項目について、各委員の合計点を平均した点数が3.0点以上であること。
- ・これまでに本事業を活用した団体が新たな「特定のニーズ」に取り組む場合、これまで取り組んできた特定のニーズやそれを踏まえた事業内容との差別化が図られていること。

○審査基準のうち「Ⅳ 評価項目」の見直し

事業目的の一部変更と応募制限の変更を行ったことから、「Ⅳ 評価項目」を大幅に見直しました。

○適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る経費の計上の注意について

令和5年10月1日より実施された、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に伴って、「企画書（事業経費予定額）」の「消費税相当額」の欄に項目を新設しています。消費税相当額の計上の際は、様式の注意書き及び、募集案内の記載等を熟読の上、金額を算出してください。

○事業経費予定額（【様式 1-2】）の様式の変更

体裁を大幅に見直し、単価や数量等を別々のセルに記入できるようにしました。このことを通じ、各経費の合計額の自動計算が行えるように改修しました。

○企画書（【様式 1-1】）の項目の新設（企画書 7 ページ目）

特定のニーズに対応した事業内容に対して通算 3 年を上限としたことから、企画書に複数年計画を記入していただき、計画的な事業運営を促すこととしました。

○本プログラム担当部署の移管について

令和 6 年 4 月以降は、日本語教育に関する業務が文部科学省に移管されます。

現担当：文化庁国語課地域日本語教育推進室 日本語教育推進係

新担当：文部科学省総合教育政策局